

徳島県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林の所在場所

勝浦郡上勝町大字傍示字宮太尾二。四の五〇、大字生実字木屋敷一四の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）